

# 西和賀町水道事業経営戦略

団 体 名 : 西和賀町

事 業 名 : 西和賀町水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日	計画給水人口	5,500 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	5,538 人
		有収水量密度	0.060 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	■ 表流水、 □ ダム、 ■ 伏流水、 ■ 地下水、 □ 受水、 □ その他		
施 設 数	浄水場設置数	11	管 路 延 長 174 千m
	配水池設置数	28	
施 設 能 力	3.902 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	46.08 %

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途	基本水量	基本料金	超過料金	口径	メーター使用料
	家庭用	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	1 m <sup>3</sup> につき 154 円	口径 13mm	165 円
	団体用	10 m <sup>3</sup> まで	2,200 円	1 m <sup>3</sup> につき 220 円	口径 20mm	275 円
	営業用	20 m <sup>3</sup> まで	4,180 円	1 m <sup>3</sup> につき 198 円	口径 25mm	380 円
	臨時用	1 m <sup>3</sup> につき		440 円	口径 30mm	440 円
					口径 40mm	495 円
					口径 50mm	1,210 円
					口径 75mm	2,420 円
水道料金=基本料金+超過料金+メーター使用料						
平成17年11月に旧湯田町と旧沢内村が合併し西和賀町となった。両町村の料金は、合併時に旧湯田町の料金にあわせて調整したが、それ以降は消費税の増額に伴う料金改定は行ってきたものの、抜本的な料金改定は行っていない。また、町村合併時の料金改定も旧町村の料金の整合性を取った程度のものであり、大きな改定は長期間に亘って行われていない現状にある。平成30年4月1日より公営企業会計に移行し、初めての決算を迎えたが、収益的収支において、155,838千円純損失となった。人口減少や高齢化に加え水需要の低下も予測される中において、今後、料金単価の改定や料金体系について検討を行う予定としている。						
料金改定年月日	令和元年10月1日					

#### ④ 組織

当町における水道事業は西和賀町上下水道課が所管している。

##### ◎職務分掌及び職員構成

- 課長(総括)1名
- 課長代理級(管路・施設維持)1名
- 主査級(施設維持管理等担当)1名
- 会計年度任用職員(施設維持管理)2名
- 会計年度任用職員(料金賦課徴収事務補助)1名

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

平成21年3月に策定した簡易水道統合計画に基づき、平成24年3月に旧湯田町地域の5つの簡易水道事業を統合し湯田簡易水道事業とする認可変更を行い、以降、沢内簡易水道事業と共に2簡易水道事業を管理してきた。平成24年度から平成29年度において、湯田簡易水道に新たな水源施設・浄水場施設をそれぞれ2箇所ずつ新設し、老朽化が進む施設を廃止の上、将来的な施設効率の向上に向けた取り組みを実施した。

平成30年4月には、湯田並びに沢内簡易水道事業を統合し上水道化と共に地方公営企業法を適用して経営している。

また、地理的条件から広域化には向かない面もあるが、平成28年度より岩手県水道事業等広域連携検討連絡会議に参加している。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別添令和元年度経営比較分析表のとおり。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

西和賀町人口ビジョンに掲げられている国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に給水人口を予測した。減少の要因は死亡や転出等が挙げられるが、今後も人口減少が進んでいくと予想される。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人口予測(人)	5,285	5,141	4,997	4,852	4,708	4,661	4,581	4,437	4,293	4,148
減少率	-	0.9727	0.9719	0.9711	0.9703	0.9900	0.9828	0.9685	0.9675	0.9664
給水人口予測(人)	5,234	5,091	4,948	4,806	4,663	4,616	4,537	4,394	4,251	4,108

### (2) 水需要の予測

直近5年間における給水量等の推移を基に、減少率を算出し予測した。

人口の減少に加え、住民の節水意識や節水機能が向上した機器等の普及が高まる事が予測され、水需要は減少すると考えられる。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間給水量(m <sup>3</sup> )	633,924	622,721	611,518	600,315	589,112	577,909	566,706	555,503	544,300	533,097
一日平均給水量(m <sup>3</sup> )	1,736	1,706	1,675	1,644	1,614	1,583	1,552	1,521	1,491	1,460
一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	1,864	1,759	1,654	1,549	1,444	1,339	1,234	1,129	1,024	919

### (3) 料金収入の見通し

町村合併した平成17年11月以降は、消費税増税に伴う料金改定はその都度実施してきたが、抜本的な料金改定は行っていない。先述の給水人口や水需要の予測からも、今後、事業運営に必要な経費の確保が厳しい状況になることが予測される。そのため、料金改定は必須事項であるが、使用者の急激な負担増にならないように努めなければならない。そのため、令和4年度以降、3年度毎に基本料金、超過料金、メーター使用料の単価を見直し、料金改定することで料金収入を予測した。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
有収水量(m <sup>3</sup> )	602,228	591,585	580,942	570,299	562,092	554,988	547,884	540,768	533,664	526,560
料金収入(千円)	111,059	106,851	116,240	115,081	113,919	133,345	131,975	130,581	149,154	147,570
料金改定率	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.3	1.3	1.3	1.5	1.5

### (4) 施設の見通し

平成29年度に簡易水道統合整備事業を完了した。この事業により湯田簡易水道における現有施設については、平成30年度から長峰、湯田、湯之沢、耳取、湯川、上野々、小繁沢第一並びに第二の8浄水場のうち6浄水場(長峰、湯田、湯之沢、上野々、小繁沢第一並びに第二)を廃止し、新設された長峰浄水場と柳沢浄水場の稼働を開始した。これによる維持管理費の縮減と給水効率の向上を図ることができた。

一方で、沢内簡易水道については直近の整備からおよそ15年が経過しているほか、人口減少に伴う給水効率の低下が懸念される。よって、将来的な更新需要は一層高まると予測されることから、管路や施設の老朽化の状況を把握し、経営に与える影響を検証しながら施設統合計画を策定する予定としている。

### (5) 組織の見通し

令和2年度から会計年度任用職員制度が実施される。会計年度任用職員に移行することで、期末手当等が支給され、今後人件費の増額が見込まれる。

また、経営基盤の強化と並行し各施設の利用率から給水エリアごとの供給コストを的確に把握し、将来へ向けてのスペックダウンやダウンサイジングを再検討することにより、維持管理業務の軽減化を模索する。さらに、業務によってはアウトソーシングの導入について検討を行う。

## 3. 経営の基本方針

経営基盤の強化や経費削減を実現させるためには多くの課題が想定される。今後も人口減少は続く見通しであることから将来的に料金改定は避けて通れないため、以下の方針を根幹として、使用者の急激な負担増を避けつつも水の安定供給を継続させる。さらには、災害を想定した給水体制、復旧に向けた取組を常に意識し、万が一の場合にも早期復旧が可能な体制を構築する。

1. 使用者が安心できる水の安定供給を恒久的に持続させるため、適切な水質管理や施設管理に努める。
2. 給水人口並びに水需要が減少する中において、それらの動向に対応した施設の整備、効率的な施設稼働、職員のスキル向上に努める。
3. 施設及び設備の統廃合・合理化や民間委託の検討を推進し、その成果による業務の軽減化に基づいた適正な人員体制を構築する。
4. 危機管理体制を再確認し、防災担当部局との連携を強化すると共に、災害発生時における給水対応や機能維持方針についてのマニュアル化を図る。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①水道の恒久的な安定供給を勘案し、経営状況に照らし合わせながら効率的な施設稼働を実現する。 ②将来の予測値を背景に施設整備等の投資が有用且つ経営基盤に影響を与えないよう努める。
-----	---

漏水箇所等の布設替えの実施を通して給水効率を向上させると共に、耐用年数及び資産の現状に基づいて管路や施設の状況を勘案し、その後の投資計画を再構築する。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費削減に努めながら事業運営に必要な財源を確保するため、供給コストを明確なものとし、使用者の急激な負担増を避けながら料金改定を実施する。
-----	--

##### (1) 収益的収支について

・水道料金:平成30年度の決算において、155,838千円純損失となった。給水人口が年々減少していくにつれて給水収益も減少していき一方、減価償却費の影響もあり経常経費は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していく。そのため毎年の決算において純損失計上となるが、少しでも収支均衡に近づけるため、料金改定は必須である。直近5年間の有収水量並びに料金収入の推移に加え、給水人口の減少を勘案して計上した。また、令和4年度において料金改定を実施し、以降において、3年度毎に基本料金、超過料金、メーター使用料の単価を見直し料金改定する計画を立てた。  
 ・他会計補助金:令和元年度からの本経営戦略を策定することで、高料金対策に要する経費を基準内の繰入として行うことができる。本町において、収支均衡が図るには、水道料金の大幅な引き上げを行わなければならないため、当該基準内繰入を行い経常損失額の改善を図る。また、令和2年度から消火栓の管理についても水道事業で行う予定となっているため、消火栓の維持に係る経費も一般会計から繰入を行うこととし、計上する。  
 ・支払利息:平成30年度までの企業債利息の償還額に、令和元年度以降発行する企業債利息の償還額を加えて算出した。令和元年度以降の直近の借入条件を参考に年利1.00%とし、据え置き期間を5年と仮定し算出した。

##### (2) 資本的収支について

・建設改良費:法定耐用年数を基準に更新した場合の金額を予測している。また、令和3年度から企業債の償還額が、ピークをむかえるため、償還額を考慮して算定した。今回の経営戦略では、令和6年度から令和10年度の5年度にかけて大幅な更新を行うこととした。建設改良費の財源は企業債とするが、令和6年度以降発行する企業債を5年据え置きにした場合は、元金償還は令和12年度以降となり、償還額の急激な負担を避けることができる。  
 ・企業債:建設改良費(単独事業)の同額を企業債として計上する。(令和3年度以降)  
 ・企業債元金:平成30年度までの企業債元金の償還額に、令和元年度以降発行する企業債元金の償還額を加えて算出した。令和元年度以降の直近の借入条件を参考に年利1.00%とし、据え置き期間を5年と仮定し算出した。  
 ・一般会計出資金:収益的収支において損失計上しており、企業債元金を償還していく財源を水道事業で賄っていくことが困難なため、毎年の償還額を一般会計から依存せざるを得ない状況である。そのため、企業債元金の金額と同額を計上している。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費:水道施設等維持管理及び安全な水の供給という側面から、専門的知識を有した熟練の職員の配置が必要なため、現在の配置されている職員の給与額の推移を考慮して計上した。  
 ・修繕費:直近3年間の平均額を参考に、令和2年度以降修繕を計画的に行い、経費削減を目標とし算出している。  
 ・材料費:直近3年間の平均額を参考に、令和2年度以降経費削減を目標とし算出している。  
 ・動力費:平成30年度決算における直近の金額を参考に、令和2年度以降経費削減を目標とし算出している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

##### ① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	-
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	湯田簡易水道における現有施設については、8浄水場のうち6浄水場を廃止し、新設した長峰浄水場と柳沢浄水場で稼働を開始した。これによる維持管理費の縮減と給水効率の向上を図ることができた。 一方で、沢内簡易水道については直近の整備からおよそ15年が経過しているほか、人口減少に伴う給水効率の低下が懸念される。よって、将来的な更新需要は一層高まると予測されることから、管路や施設の耐用年数を把握し、経営に与える影響を検証しながら施設統合計画を策定する予定としている。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	令和2年度以降、固定資産台帳の耐用年数及び資産の現状に基づいた更新計画を策定し検討を行う。また、人口減少の状況や施設利用率に見合った適正規模へ施設や設備を縮小していく。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	-
広 域 化	平成28年度より岩手県水道事業等広域連携検討連絡会議に参加しており、引続き検討を続ける。一方、本町と隣接する秋田県横手市(山内黒沢地区)から、当該地区の浄水設備の老朽化に伴い、本町からの給水が可能かどうかの打診があり、今後同市と協議をしていく予定である。
そ の 他 の 取 組	-

② 財源について検討状況等

料 金	令和4年度以降において料金改定を実施する方向で改定案を取りまとめる。現在の料金体系における水道の使用実態を把握し、想定する改定幅と実料金の増収に大きなギャップが生じない料金体系を構築する。
企 業 債	—
繰 入 金	令和元年度からの本経営戦略を策定することで、高料金対策に要する経費を基準内の繰入として行うことができる。本町において、収支均衡を図るには、水道料金の大幅な引き上げを行わなければならないため、当該基準内繰入を行い経常損失額の改善を図る。また、令和2年度から消火栓の管理についても水道事業で行う予定となっているため、消火栓の維持に係る経費も一般会計から繰入を行うこととし、計上する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	老朽化等による更新需要に対応するため、補助事業の活用、有利な起債借入れについて検討を行う。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	検針業務及び水道料金徴収業務や施設維持管理業務の民間委託について、給水人口の減少と照し合せた上で、費用対効果を検証しながら導入の判断を行う。
修 繕 費	法定耐用年数を過ぎた管路も存在しているため、各地区で本管の漏水が発生している。そのため、各地区ごとの布設年度、管種、口径等を把握し、漏水修繕を計画的に行っていく必要がある。
動 力 費	安定した水道供給するために必要な施設数を再度精査し、動力費の増加を抑制する。
職 員 給 与 費	業務内容によってはアウトソーシングの導入について検討を行う。
その他の取組	簡易水道整備事業が完了し、施設における給水状況等が中央監視システムにより把握可能となったため、施設管理業務が軽減された。今後は、人件費や維持管理費の抑制と民間委託について包括的な検討を行う。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成30年4月以降、地方公営企業法を適用し事業運営を行い、法適用として初めて決算処理を行い、経営状況を把握することができたため、令和2年度以降の経営戦略を策定したが、以後毎年度進捗管理を行うと共に、5年おきに見直しを図る。
---------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

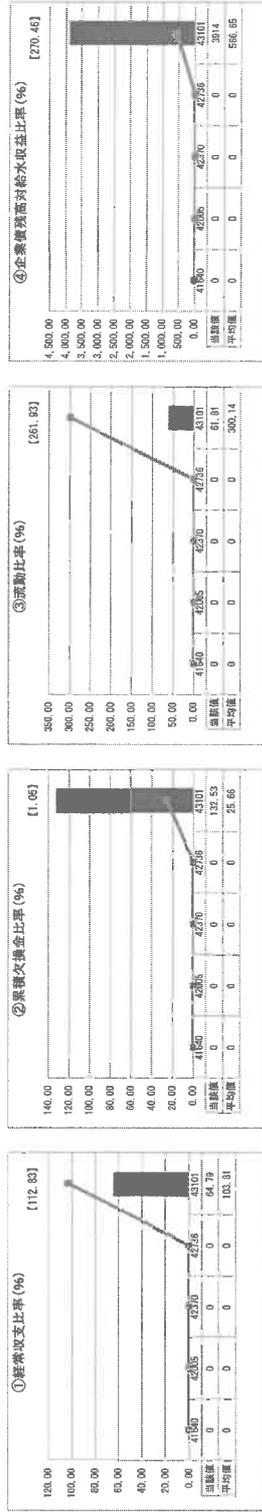
岩手県 西村真町

業種名 法適用	業種名 水道事業	事業名 未償還水事業	業種別面積区分 A3	管理費の増減 非設置	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月60㎡当たり家賃総金(円)	非設置	5,081	50.74	9.62
-	35.89	98.52	3,194		5,538	106.38	52.06

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 本町の水道事業は、平成30年3月1日以内にあった一時的な増収効果は、引き続き、同時に上水道事業と下水道事業とを一体的に経営管理に当たっている。同時に、公称企業法に基づき、全額連用事業として、公称企業会計への移行などを進めてきたところである。一般的に水道事業は、設備投資に膨大な資金を必要とし、その一方で本町でも少子高齢化(本町では65歳以上の高齢化率は47%を越えている)が急進しているため、人口減少に伴い収入は大規模に減少する。このため、水の供給の必要性は低下しないという相反関係が生じている。つまり、世帯としていくこととなるため、真運維持にも相当の経営改善を必要とする。本水、水道事業は公称企業会計に移行し経営分析を行いつつ、独立採算での事業推進が求められていく。経営改善がままならず、限定的な削減から削減を先んずることで事業運営を行うことになる。このような状況の中、収支の改善をはかるためには、料金改定は必須となっている。令和元年度に消費料金の値上げにもなない料金改定を行ったため、本町の料金改定は急務だが、あわせて、より経営体制にむけた取り組みと料金滞納の解消は急務である。

## 2. 老朽化の状況について

旧津田地区の施設整備により、大まかにいえば老朽化の状況は本町の半分を越えた程度である。しかし、統合前に二つあった旧津田地区の更新作業が今後進められていく。多大な設備投資をして、その分をいかに回収していくのが、その課題は大いそいで進められている。

## 全体総括

安全で安心な水を町民に供給していくのは水道事業の使命であるが、人口減少に伴う収入減、現在施設等の老朽化に伴う設備投資、水道法の改正による台帳整備、頻発する災害への耐震化対応、民間の知識等の活用など課題は多い。水道法の改正、内閣府の補助、給水人口の減少にあわせて水の供給の維持管理職員の削減も行われているところである。当面は、設備資金留保も考慮した料金改定、経費圧縮が最大の課題であると認識している。

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1. 営業収益	(A) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(B) 115,852	111,059	106,851	116,240	115,081	113,919	133,345	131,975	130,581	149,154	147,570	149,154	147,570
	他 6	82	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
2. 営業外収益	(C) 86,844	76,396	143,950	141,831	139,738	138,667	140,069	137,858	142,120	134,287	134,180	134,287	134,180
	(D) 14,699	15,037	87,445	86,681	86,154	85,933	87,837	86,969	92,384	87,583	91,057	87,583	91,057
	(E) 47,894	15,037	87,445	86,681	86,154	85,933	87,837	86,969	92,384	87,583	91,057	87,583	91,057
3. 営業外収益	(F) 61,994	56,722	55,084	53,729	52,163	51,313	50,811	49,468	48,315	45,283	41,702	45,283	41,702
	(G) 59,333	4,637	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421
	(H) 286,794	187,337	250,822	259,092	254,840	252,607	273,435	269,854	272,722	283,462	281,771	283,462	281,771
1. 営業費用	(I) 408,938	378,343	377,144	375,239	373,907	373,653	376,557	374,106	374,254	376,793	375,267	376,793	375,267
	(J) 26,632	28,515	27,562	27,685	27,768	27,850	27,914	27,974	28,034	28,088	28,143	28,088	28,143
	(K) 12,703	13,085	13,358	13,481	13,564	13,646	13,710	13,770	13,830	13,884	13,939	13,884	13,939
2. 経費	(L) 13,929	15,304	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204	14,204
	(M) 87,603	79,340	84,841	83,541	82,370	81,317	81,317	81,317	81,317	81,317	81,317	81,317	81,317
	(N) 25,795	23,534	19,063	17,156	15,441	13,897	13,897	13,897	13,897	13,897	13,897	13,897	13,897
3. 減価償却費	(O) 9,474	7,773	9,384	8,446	7,601	6,841	6,841	6,841	6,841	6,841	6,841	6,841	6,841
	(P) 51,683	48,222	52,774	54,681	56,396	57,940	57,940	57,940	57,940	57,940	57,940	57,940	57,940
	(Q) 294,703	282,266	264,741	264,014	263,769	264,815	267,326	264,903	267,326	267,326	267,326	267,326	267,326
2. 営業外支出	(R) 33,694	29,912	26,193	24,317	22,329	20,710	20,409	19,592	18,949	19,257	19,212	19,257	19,212
	(S) 31,306	29,449	25,730	23,854	21,866	20,247	19,946	19,386	18,794	18,794	18,794	18,794	18,794
	(T) 2,388	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463
経常利益	(U) 442,632	406,349	403,337	399,556	396,236	394,363	396,966	393,698	393,103	396,050	394,479	396,050	394,479
	(V) 155,938	155,938	152,515	141,464	141,396	141,757	123,531	123,845	120,381	112,588	112,709	112,588	112,709
	(W) 223,449	223,449	152,515	141,464	141,396	141,757	123,531	123,845	120,381	112,588	112,709	112,588	112,709
特別損失	(X) 161,213	132,172	184,268	263,088	323,298	394,715	487,699	579,201	675,408	784,925	896,322	784,925	896,322
	(Y) 31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214	31,214
	(Z) 260,826	248,385	421,195	420,670	416,981	399,137	396,558	371,237	279,905	280,398	115,240	280,398	115,240
繰上償還	(AA) 234,369	229,374	402,184	401,659	397,970	380,126	377,547	352,226	260,894	261,387	96,229	261,387	96,229
	(AB) 19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011	19,011
	(AC) 133	193	143	122	123	124	93	94	92	75	76	75	76
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額	(AD) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AE) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AF) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
地方財政法による健全化法施行令第16条により算定した金額	(AG) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AH) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AI) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
健全化法施行令第6条に規定する額	(AJ) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AK) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AL) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
健全化法施行令第17条により算定した額	(AM) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AN) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AO) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
健全化法第22条により算定した率	(AP) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AQ) 115,930	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591
	(AR) 117,583	111,141	106,872	116,261	115,102	113,940	133,366	131,996	130,602	149,175	147,591	149,175	147,591

(法適用企業・資本的収支)

収支計画(※)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収入	1. 企業標準化債 うち資本費平準化債	57,900	53,000	49,600	47,750	37,950	66,650	180,250	79,811	83,331	182,711	119,491	46,671
	2. 他会計出資金	181,035	283,733	233,943	406,488	402,184	401,659	397,970	380,126	377,547	352,226	260,894	261,387
資本的支出	1. 建設改良費	264,728	336,733	306,220	454,238	440,134	468,309	578,220	459,937	460,878	534,937	380,385	308,058
	2. 企業債償還金	98,459	102,364	76,846	47,750	37,950	66,650	180,250	79,811	83,331	182,711	119,491	46,671
補填財源	1. 繰越剰余金	153,552	234,369	229,374	406,488	402,184	401,659	397,970	380,126	377,547	352,226	260,894	261,387
	2. 繰越工事資金	252,011	336,733	306,220	454,238	440,134	468,309	578,220	459,937	460,878	534,937	380,385	308,058
他会計借入金	1. 繰越工事資金	△ 12,717											
	2. 繰越工事資金												
他会計借入金	1. 繰越工事資金	4,601,958	4,420,589	4,240,815	3,882,077	3,517,843	3,182,834	2,965,114	2,664,799	2,370,583	2,201,068	2,059,665	1,844,949
	2. 繰越工事資金												

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	47,894	14,699	15,037	87,445	86,681	86,154	85,933	87,837	86,969	92,384	87,583	91,057
	うち基準外繰入金	32,241	14,699	15,037	87,445	86,681	86,154	85,933	87,837	86,969	92,384	87,583	91,057
資本的収支分	うち基準内繰入金	153,552	283,733	233,943	406,488	402,184	401,659	397,970	380,126	377,547	352,226	260,894	261,387
	うち基準外繰入金	76,776	117,185	114,687	203,244	201,092	200,830	198,985	190,063	188,774	176,113	130,447	130,694
合計	うち基準内繰入金	201,446	298,432	248,980	493,933	488,865	487,813	483,903	467,963	464,516	444,610	348,477	352,444
	うち基準外繰入金	201,446	298,432	248,980	493,933	488,865	487,813	483,903	467,963	464,516	444,610	348,477	352,444

(※)平成28年度地方債同業等基準運用要綱第一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。